

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第49号	
事故等名	貨物船新釧路丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年10月26日20時50分ごろ	
発生場所	北海道襟裳岬灯台から真方位195° 87M付近 (概位 北緯40° 31.9'、東経142° 44.0')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月11日仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査、同月16日船舶管理会社への電話聴取及び同社提出の修理報告書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 貨物船 新釧路丸 5,310トン 船舶番号 135811 船舶所有者 栗林物流システム株式会社 船舶管理会社 栗林マリタイム株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長 三級海技士(機関)	
負傷者	なし	
損傷	主機損傷 (3番ピストン、連接棒及びシリンダライナ損傷)	
事故等の経過	本船は、古紙等を積載し、千葉県千葉港を発し、北海道釧路港に向かった。平成20年10月26日20時50分ごろ、主機3番クランクケースのオイルミスト高の警報が発生し、自動減速した。主機を停止し、クランクケースの開放点検を実施したが異常は発見できなかったものの、再起動前のエア・ラン時に3番インジケータ弁から油分が確認されたので、当該シリンダの燃料弁を交換して航海を再開したが、クランクケース付安全弁吹き出しが発生し、3番シリンダを減筒運転して釧路港に入港、接岸した。接岸後、クランクケース内の再点検の結果、ピストンスカート及びシリンダライナに損傷を認め、業者を手配して修理を実施した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 主機3番ピストンの亀裂は、締付ボルトの植え込み穴を起点としてピストンクラウン表面まで貫通し、クラウン側面から触火面にかけて進展していた。 ピストンの亀裂は、締付ボルトのナットが過大なトルクで締め付けられたことによる可能性があると考えられる。 ピストン及びシリンダライナが損傷したのは、高温の燃焼ガスがピストンクラウンの亀裂を通過して吹き抜け、ピストン温度が上昇してシリンダライナと焼き付いた可能性があると考えられる。

原因	本インシデントは、ピストンクラウンの締付けボルトが過大なトルクで締付けられたため、主機3番ピストンクラウンの側面から触火面にかけて亀裂が発生し、燃焼ガスが同亀裂を通して吹き抜け、ピストンクラウンの温度が上昇してシリンダライナと焼き付いたことにより発生した可能性があると考えられる。
その他の事項	なし